

議案第125号

損害賠償額の決定について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
<p>金額</p> <p>5,306,783円</p> <p>〔 見舞金 3,740,957円 〕</p> <p>〔 医療費 1,565,826円 〕</p> <p>被害者</p> <p>40歳代</p>	<p>平成30年3月12日午後2時ごろ、本市職員田中光大の運転する本市環境局東部環境事業センター所属のじん芥自動車なにわ41ち7527号車が、東成区深江北2丁目6番1号先交差点を北進しようとした際、同交差点を東から西に向かって走行していた自転車に気付かなかったため、本車右前角部が同自転車に衝突し、その衝撃で同車に乗っていた被害者が負傷したものである。</p> <p>同人は、頸椎捻挫、右肩・右肘打撲傷、腰椎捻挫・臀部打撲傷及び右第2中手骨遠位端骨折のため約1年2箇月にわたり通院治療を続けたが、頸部及び両手に神経症状を残した。</p>

令和3年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。